

社会福祉法人松山紅梅会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山紅梅会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、理事及び監事、評議員の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、別記第1の(3)に準じて支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間150万円以内とする。

2 この法人の役員の報酬額は、別記第1「役員の報酬」で定めるとおりとする。

3 この法人の役員の年間報酬総額及び報酬額は、定款第21条に定めるとおり、評議員会の承認を得て、決定する。

4 この法人の評議員の報酬額は、別記第2「評議員の報酬」で定めるとおりとする。

5 役員及び評議員の退職慰労金は、別記第3「退職慰労金」で定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事役員の業務執行における報酬は、21日より翌月20日を算定期間とし、毎月25日に本人が指定する、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第2条2項に準じて支給する。

2 常勤役員、非常勤役員が、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった場合の報酬は、必要の都度、現金をもって支給する。

3 退職慰労金は、任期満了及び辞任となった時期に、現金にて支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等については、個人の職員給与が特定されるため、個人情報保護の観点から、当該役員の役員報酬総額に職員給与総額を含めないものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

平成29年 6月22日から施行する。

別記第1 役員の報酬

1. 常勤役員の報酬

職務執行のため出勤した日額 5,000円

2. 理事会等出席の都度、報酬として一人一律 10,000円

別記第2 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、報酬として一人一律 10,000円

別記第3 退職慰労金

5,000円 × 在任年数

※在任年数は1ヵ年単位とし、端数月は切り上げる。